

**男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果**

**(ポイント)**

# 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果(ポイント) ・調査検討に当たっての基本的考え方

## 男女共同参画基本計画

### 1.統計調査等の充実

- ・女性の置かれた状況を客観的に把握できる統計情報の在り方について検討をし、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供。
- ・一般国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意。
- ・統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。

### 2.無償労働の数量的把握の推進

- ・社会生活基本調査において生活時間の配分に関する調査を行い、家事・育児、介護・看護等の無償労働の時間を把握。

## 男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会における調査検討

各府省における平成14年度までの実施状況  
(対象)指定統計調査、承認統計調査、届出統計調査、世論調査  
・意識調査、その他の統計情報

### (調査検討における留意点)

統計情報の重要性  
国民による広範な統計情報の利用の必要性  
国際的な先進的取組の動向  
統計行政の新たな展開方向についての検討

### 男女共同参画社会の形成に資する統計情報

- ・性区分を有し、男女共同参画に関わる問題について理解を深める
- ・関連施策の企画立案や政策評価に寄与

### (具体的視点)

ジェンダー統計の視点への配慮  
調査票における性別の調査項目の状況、集計表における性別集計結果の表示状況、性別と他の属性とのクロス集計結果の表示状況

利用しやすさへの配慮  
要約表における性別データ、比率・指数、国際比較、時系列データ、グラフ・図の提供、ウェブサイト等での提供状況

## 関係施策の実施状況

### 1. 統計調査等の充実

#### (1) 調査票・報告様式における性別データの把握

- ・個人又は世帯を対象とする統計調査 各個人又は各世帯員の性別がおおむね設けられている。
- ・事業所・企業を対象とする統計調査 従業者、施設・サービスの利用者等の性別が設けられていないものがある。

#### (2) 集計結果における性別データの表示

- ・調査票の調査項目に性別が設けられていても、集計表に性別データが表示されていないものがある。
- ・男女の対比ができるような形で表示されていないものがある。
- ・性別と年齢、就業状態、世帯類型等、分析上、重要な属性とのクロス集計が不足しているものがある。

#### (3) 利用しやすさ

- ・ウェブサイトによる統計情報の提供や要約表における性別データの提供が進みつつあるものの、分野によっては広く一般の国民が統計情報を入手することが容易でない。
- ・男女共同参画に関わる問題の理解を深めるため、適切な指標等を示して解説をつける等、分かりやすく表示する観点からは十分ではない。

### 2. 無償労働の数量的把握の推進

平成13年10月に総務省が社会生活基本調査を実施。生活時間の配分についてより詳細な把握をし、国際比較も容易にするという観点から、従来の調査票に加え、新たな調査票を導入。これにより、生活行動分類の細分化等が可能となった。

## 今後の取組に向けて

### 1. 統計情報の内容の充実

#### (1) 共通的事項

統計情報の収集・整備に当たり、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の性別を把握。事業所・企業を対象とする統計調査においては、他統計調査とのデータリンケージを行うことなども視野に入れて検討。

また、同一調査客体を長年にわたり追跡する縦断調査が男女共同参画の分野でも重要であり、こうした動きが今後広まることを期待。

統計調査等の結果の表示に当たり、性別データを表示するとともに、可能な限り、男女の対比が可能となる表示や、性別と年齢を始めとする他の重要な属性とのクロス集計を図るなど、データの利便性に配慮した表示方法を採用。

報告者の報告負担やプライバシー意識、これらを踏まえた調査の実施可能性及び標本調査の結果の表示に伴う秘密の保護や統計の精度面での問題に十分留意。

#### (2) 主要な個別分野に関する事項

##### 政策・方針決定過程への参画

ア. 平成15年4月に男女共同参画会議が決定した「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」における30%目標達成のための統計の整備。学術団体、NPO法人等民間非営利団体の役職者・リーダーへの女性の参画状況等の収集・整備・提供。

イ. 「女性の政策決定参画状況調べ」(内閣府)を始めとする関連の統計情報について、当面、総数の中での女性の位置づけ(割合)の明確化。今後は、総数及び男女の数又は割合を対比。

##### 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

ア. 税制、社会保障制度、賃金制度等について個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点からの調査検討に資するため、税制上の各種控除の適用状況や、成果主義賃金、変形労働時間制の広がり等の新たな賃金制度・労働時間制度の動向も踏まえた企業における各種制度の適用状況等の性別データの収集・整備・提供。

イ. 無償労働時間の実態把握として、生活時間の配分及び生活行動について諸外国との比較分析を進め、国民に分かりやすい形でその結果を提供。無償労働の貨幣評価の分析の基礎となる統計情報の充実を図るとともに、貨幣評価をどのように活用していくのかについて男女共同参画の観点から研究。

##### 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

ア. 雇用分野について、小規模事業所でパート・アルバイト等の形態で就労する者の雇用管理に関するデータ、生涯学習活動や就業能力取得活動の実態を把握するための情報の収集・整備・提供、事業所・企業における男女の雇用機会均等と育児・介護等の活動との両立支援との関係がより把握できるような方策の検討等。

イ. 商工業・農林水産業等の自営業について、事業主、家族従業者等の性別データの充実。男女の就業状況と経営権の関係、同一世帯における経営分離の状況等についてのデータの充実。

ウ. 起業件数、売上高・雇用者数、廃業・倒産の状況等、起業活動の実態を把握。

##### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ア. 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する統計情報は性別の把握がされていても一般国民への提供の段階で性別データが表示されていないものがある。基礎的な統計情報について、性別データを継続的に収集・整備・提供。

イ. 統計にはあらわれない暗数について、無作為抽出による個人に対する調査を実施することにより潜在的被害等の実態把握を補完。

ウ. 相談、カウンセリング、一時保護等、被害者等を支援する各種サービス・社会資源の整備状況及び利用状況に関する統計情報を収集・整備・提供。

エ. WHOが夫・パートナーからの暴力を受けた経験と被害者の健康等との関係について国際比較の可能な調査内容や方法を確立するための取組を推進。今後は、国際的な動きにも留意しつつ、女性に対する暴力に関する調査内容や方法について検討。

オ. グローバル化が進む中での児童買春や人身取引(トラフィッキング)等の統計情報の収集・整備・提供。

## 2. 利用者のニーズに対応した提供等

### (1) 多様な媒体による統計情報の提供の推進

### (2) 統計情報に関する情報(統計の作成方法や誤差)の提供

### (3) 利用者のニーズに応じた統計情報の提供

#### 個別的な集計ニーズに応じた集計表の提供

・オーダーメイド集計(個別的な集計ニーズに応える観点から、利用者の要請に応じて行う集計)が可能となるような仕組みについて検討。

#### 一般国民のニーズへの対応

・男女共同参画に関わる問題の理解に役立つような指標を積極的に提供する等、提供方法を工夫。

#### 高度なデータ処理による分析・研究へのニーズへの対応

・個票データの使用承認に関するルールの一層の明確化や、当該ルールが定められていないものについては、個票データの内容等を踏まえ、その在り方について具体的に検討。

・政府が作成する統計情報についても、データ・アーカイブ(個票データや匿名標本データの利用を促進する仕組みとして、これらのデータを収集・保管し、二次的な利用のためのデータを提供する機関)といった新たな仕組みの検討。

### (4) 統計利用者等とのコミュニケーション

## 3. 国際社会との関係

### (1) 国際比較性の向上

### (2) 国際的な情報発信機能の充実

### (3) 国際的なジェンダー統計の発展への貢献

## 4. 推進体制

・**統計情報の作成に関わる各府省** 男女共同参画に資する必要な統計情報が各々の行政分野において適切に整備されているか常時把握し、検証する担当者を明確化。統計担当部署と男女共同参画担当部署、政策評価担当部署との連携を強化し、整備すべき統計情報について随時検討。男女共同参画の観点からの研修カリキュラムの設定。

・**内閣府男女共同参画局** 各府省の取組を通じた関連の統計情報の整備状況について、定期的に把握し、検証。

・**地方公共団体** 国の取組に準じた取組を期待。

・**各学会、大学及び民間の調査研究機関** 男女共同参画に関わる問題や関連の統計情報の整備について積極的に取り上げられることを期待。